

天理市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

天理市長 並 河 健

天理市規則第4号

天理市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

天理市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年3月天理市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの」を「、1日、半日又は1時間」に改め、同項各号を削る。

第15条第1項中「、フルタイム会計年度任用職員に対し」を削り、同項第2号中「30日」の次に「（パートタイム会計年度任用職員にあつては勤務日の日数の区分に応じ10日を超えない範囲内で市長が定める日数）」を加える。

第16条中「、第7号、第8号、第11号、第14号及び第15号」を「及び第7号」に改める。

別表第3備考第3項中「第6号」の次に「、第11号」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。